

# 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 公的研究費の 適正な取扱いに関する規程

## (目的)

第1条 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営および管理について、文部科学省通知「研究費の不正な使用への対応について」（平成18年9月4日付、18文科科第420号）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（平成19年2月15日付、18文科科第825号）に基づき、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省又は独立行政法人等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において最高管理責任者とは、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括し、競争的資金等の適正な運営・管理について、最終責任を負う者をいう。

3 この規程において統括管理責任者とは、公的研究費の運営・管理について、最高責任者を補佐し、実務上の統括を行う責任と権限を有する者をいう。

## (管理責任者)

第3条 本学における最高管理責任者は、学長とする。

2 本学における統括管理責任者は、副学長（研究倫理委員長）とする。

## (教職員の責務)

第4条 本学に所属する教職員は、公的研究費の不正防止に関する本学の規程・規則・科学研究費取扱要領ならびに文部科学省等が定めた公的研究費に関するルールを遵守しなければならない。

## (不正防止計画推進部署)

第5条 最高管理責任者は、研究費不正防止計画を推進するために不正防止計画推進部署を設置する。

2 不正防止計画推進部署を研究支援室及び研究倫理委員会とする。

3 不正防止計画推進部署の詳細については、別に定める。

## (内部監査)

第6条 公的研究費の適正な管理のために、内部監査を実施する。

(不正使用通報窓口)

第7条 公的研究費の使用に関する不適切な使用又は不正使用の通報窓口は、大学総務課長とする。

- 2 前項により不適切な使用又は不正使用の通報があった場合は、大学総務課長は、速やかにこれを統括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者を指揮して不適切な使用又は不正使用の通報内容について調査を行い、必要に応じて第8条による処分等を行うものとする。
- 4 通報窓口及び調査等に関わる者は、職務上知り得た秘密を厳重に保持しなければならない。ただし、特段の理由がある場合及び調査結果等の公表後における公表内容については、この限りではない。
- 5 通報した者に対しては、通報したことを理由として、不利益な取り扱いを受ける事がないよう配慮するものとする。ただし、悪意をもって虚偽の通報をした者については、必要に応じて就業規則に基づく処分等を講じるものとする。

(是正措置及び懲戒)

第8条 公的研究費の使用に関し、不適切な使用又は不正行為が明らかになったときは、必要な是正措置を行うものとする。

- 2 本学の教職員による不正行為が明らかになったときは、必要に応じて就業規則による処分等を行う。
- 3 本学の教職員以外の者による不正行為が明らかになった場合は、速やかにその者の本務先と連携をとり、必要な処分を行う。
- 4 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の処分を行うものとする。
- 5 本条の各項の規定に関わらず、不適切な使用又は不正行為が明らかになったときは、本学は、必要な法的措置をとることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月5日から一部改正施行する。